

Beyond

ASAHI
Research Institute

2022. 2 vol.14

サイバー攻撃に備えて

あさひ総研

株券の発行の変遷

令和4年度税制改正大綱

ランサムウェアの脅威

健康保険法改正

Focus

茶寮宗園

News

あさひ通信

第199回 代表的日本人

INFORMATION



CONTENTS

サイバー攻撃に備えて

あさひ総研

- 01 ・事業承継
株券の発行の変遷
- 02 ・相続
令和4年度税制改正大綱～贈与・相続関連の改正点～
- 03 ・経営
ランサムウェアの脅威～感染する前にぜひ対策を～
- 04 ・労務
健康保険法改正：傷病手当金の支給期間の通算化

Focus 茶寮宗園（水戸屋開発株式会社）

News

あさひ通信 第199回 代表的日本人

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

中小企業もハッカーのターゲットに



サイバー攻撃に備えて

統括代表社員 田牧 大祐

2021年10月末、徳島県つるぎ町の町立半田病院がサイバー攻撃を受けたと各メディアが大きく取り上げ、全国の医業関係者に小さくない驚きと危機感を与えた。復旧と引き換えに金銭を要求する「ランサムウェア」*1に感染、データを暗号化され、8万5千人分の電子カルテが閲覧できなくなった。病院側は身代金は支払わないとして、電子カルテシステムの再構築を行い、2ヵ月かかって、ようやく今年1月に復旧したという。

サイバー攻撃とは、サーバーやパソコンなどにネットワークを通じて行われるデータの窃取、改ざん、破壊などを行うことの総称であり、システムの機能不全などを目的とするものである。

日本で起こったサイバー攻撃の、有名な事例としてあげられるのは、2015年5月に起きた日本年金機構の個人情報流出問題である。年金加入者の個人情報が125万件流出した。URLや添付ファイル付きメールが繰り返し職員におくられ、複数の職員がURLや添付ファイルを開き、感染した。実在する職員名を騙るなどの標的型メールが届いた数は124通で、開封したのは5名、5通であった。開封後情報セキュリティ担当への連絡がなかったことも重なり、大きな被害となった。

独立行政法人情報処理推進機構によると2021年1月から6月までに届出のあったサイバー攻撃の被害件数は127件で、そのうち30件は身代金を要求するタイプのサイバー攻撃である。

町立半田病院では、システム再構築に2億円をかけたそうだ。日本年金機構の事例では、約101万人に対して

お詫び文書を送付、2次被害の防止や対応のため、1000人体制の専用コールセンターを設置、チラシ作成や基礎年金番号を96万人分変更する手続などが行われた。

中小企業であっても、仮に同様の事態となった場合、多大な損害を被るであろう。もし顧客情報をすべて失ったら注文はどうなるのか、期限のある納品で生産管理データを失ったら、期限のある工事や機械の納品で設計データを失ったら。顧客に与える損害はどうなるのか……。復旧に1ヵ月、2ヵ月かかったら……。

昨年、町立半田病院のサイバー攻撃を新聞報道で知り、地方の中小企業への危機感を感じ、あさひ会計ではサイバー保険に加入した。

中小企業も悪意あるハッカーから常に狙われている。無差別に侵入しようとしている。マウントされないバックアップ体制など予防対策*2も必須だ。しかし、対策を行っていても、サイバー攻撃で被害を受けることもあるであろう。顧客対応費用、復旧費用、損害賠償など負担は甚大になる。予防対策の徹底とともに、万一のためにもサイバー保険は必須の時代といえる。

*1 身代金の要求を目的としたマルウェア。P5「ランサムウェアの脅威」参照。マルウェアとは「悪意ある (malicious)」と「ソフトウェア (software)」を組合せた造語で、感染者に有害な作用をもたらすソフトウェアの総称

*2 具体的な予防対策はP5「ランサムウェアの脅威」参照



令和4年度税制改正大綱

～贈与・相続関連の改正点～

今回は、贈与・相続に関する令和4年度税制改正大綱の内容について紹介します。

●直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

子どもや孫に住宅資金として現預金を贈与した場合、一定額までが非課税となる贈与税の特例制度である「住宅取得等資金の贈与税の非課税制度」に改正がありました。

1. 改正内容

- 適用期限が令和3年12月31日から令和5年12月31日まで2年延長
- 非課税限度額について一部減額
 - 住宅取得の契約の締結時期による非課税金額の統一

| | | 改正前 | 改正後 |
|------------------|---------|--------------------|------------------------|
| 新築等に係る契約締結日 | | 令和2年4月 ～令和3年12月 | 新築等に係る契約締結 時期は考慮しない |
| 良質な住宅用家屋*1 | 消費税率10% | 1,500万円 | 1,000万円 |
| | 上記以外*2 | 1,000万円 | |
| 上記以外の住宅用家屋 | 消費税率10% | 1,000万円 | 500万円 |
| | 上記以外*2 | 500万円 | |
| 震災特例法の良質な住宅用家屋*1 | | 1,500万円 | 1,500万円(据え置き) |
| 震災特例法の上記以外の住宅用家屋 | | 1,000万円 | 1,000万円(据え置き) |

*1:「良質な住宅用家屋」とは、①省エネルギー性の高い住宅、②耐震性の高い住宅、③バリアフリー性の高い住宅のいずれかの性能を満たす住宅をいう。

*2:個人間売買等(仲介を含む)により中古住宅を取得した者は、消費税等が課税されないため、「上記以外」に含まれる。

- 中古住宅の場合の築年数要件が廃止。また、耐震基準についても登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降であれば、その家屋は新耐震基準を満たしているものとみなし、耐震証明等が不要となる。

| 改正前 | 改正後 |
|-------------------------------|-----|
| その取得の日以前20年以内(耐火建築物は25年以内)に建築 | 廃止 |

- 受贈者の年齢要件を18歳以上(現行は20歳以上)に引き下げる。

2. 適用時期

令和4年1月1日以降の贈与により取得する住宅取得資金に係る贈与税から適用されます(受贈者の年齢要件に関しては令和4年4月1日以降)。

3. 非課税枠について

消費税増税等の背景から、非課税枠が最大3,000万円といった時期もありましたが、年々非課税枠自体は縮小されています。

消費税10%の税率が浸透したため、過大に優遇する必要がない点から非課税枠が縮小したとみられています。こういった消費税増税等の経済背景がなければ、今後、非課税枠が増加することは期待できない可能性があります。そのため、現段階で今一度、子や孫への住宅資金の贈与の検討をお勧めします。

●法人版事業承継税制

先代経営者から後継者が贈与、相続等により取得する非上場株式等に係る贈与税・相続税の猶予制度である事業承継税制について改正がありました。

1. 改正内容

特例承継計画の提出期限を従来の令和5年3月31日から令和6年3月31日まで1年間延長する。

2. 適用期限について

令和9年12月31日までの事業承継税制特例制度の適用(贈与の実行・相続の発生)期限は、延長されません。この税制の適用を検討される方は、特例承継計画の早期の提出と贈与の実行スケジュールの決定が望まれます。

●財産債務調書制度の見直し

財産債務調書制度は、一定以上の所得と財産がある富裕層に対して、財産と債務の内容を税務署に届け出る制度です。

1. 改正内容

| | 改正前 | 改正後 |
|-------|---|---|
| 提出義務者 | 所得2,000万円超かつ、総資産3億円以上 または 有価証券等1億円以上を有する者 | ・所得2,000万円超かつ、総資産3億円以上 または 有価証券等1億円以上を有する者 ・総資産10億円以上(所得制限なし)を有する居住者 |
| 提出期限 | 翌年3月15日 | 翌年6月30日 |

この改正の大きな変更点は、「総資産10億円以上」の方にも財産債務調書の提出が求められるようになったことです。ポイントは「総資産10億円以上」であれば、所得が0円でも財産債務調書の提出義務が生じる点です。この改正により新たに提出義務が生じる対象者は、例えば、証券会社に10億円以上の株式等があるが、源泉徴収ありの特定口座で運用益を受け取り、申告不要を選択している方等です。

2. 加算税の特例

財産債務調書を期限後に提出した場合、または期限内に提出した場合でも記載すべき財産債務を記載しなかった場合に、記載しなかった財産について所得税等の申告もれが生じたときは、過少申告加算税及び無申告加算税が5%加重されてしまいます。

現状の所有財産を見直し、ご自身が財産債務調書の提出対象者かどうかの確認をする必要があります。

山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士 伊藤 俊和

事業会社の経理を経て、あずさ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。





近年、「ランサムウェア（身代金要求型ウイルス）」の被害が深刻化しています。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が毎年発表している「情報セキュリティ 10 大脅威」2021 年版の「組織」向け脅威において、「ランサムウェアによる被害」が 1 位に選ばれました。2016 年版に初めて 7 位にランクインして以降、1 位になったのは初めてです。

■ランサムウェアとは

「Ransom（身代金）」と「Software（ソフトウェア）」を組み合わせた造語で、感染したパソコンをロックして使えなくなったり、パソコン内のファイルを勝手に暗号化して開けない状態にして、「元に戻して欲しければ金銭を支払え」などと脅迫メッセージを表示するコンピュータウイルスの総称です。

このランサムウェアによる攻撃は、業種、組織の規模の大小、場所や地域、取り扱っている情報の重要性に関係なく、情報システムを使っている、あらゆる企業や組織が標的となりえます。仮に身代金を支払ったとしてもデータが 100%復元できるとは限りませんので、普段からシステムやデータのバックアップを取り、元の状態に戻せるように備えておくことが大切です。

バックアップを取る際には、アメリカ国土安全保障省が 2012 年に提示した「3-2-1 ルール」を検討します。データのコピーを 3 つ作成し、異なる 2 種類の形態で保存し、そのうち 1 つはシステムから離して保存します。この「3-2-1 ルール」は、コストがかかりすぎるなどの理由で当時はあまり支持されなかったようですが、ランサムウェアの登場により改めて注目されています。

■新たなランサムウェア

最近登場したランサムウェアには 2 つの特徴があります。①感染したパソコンだけでなく、共有ファイルサーバやネットワークストレージ（NAS）、クラウドストレージも攻撃対象になっている。②暗号化されたデータを復旧するための身代金の要求に加え、暗号化する前にデータを窃取しておき、支払わなければデータをインターネット上に公開（暴露）すると脅迫して身代金の支払いを強要する（二重の脅迫）。①についてはバックアップを取ることで被害を軽減できますが、②についてはランサムウェアに感染しないための組織的な対策が求められます。

■ランサムウェアの対策

IPA は、ランサムウェアの基本的な対策として、①不審

ランサムウェアの脅威 ～ 感染する前にぜひ対策を～

なメールの添付ファイルの開封やリンクへのアクセスをしない、②OS やソフトウェアの脆弱性を解消（修正プログラム適用）、③ウイルス対策ソフトの定義ファイルを更新、④定期的なバックアップを取る、を提示しています。被害に遭った場合の対応費用や損害額が大きく見積られる企業は、損害保険各社が提供している「サイバーセキュリティ対策保険」への加入も検討すべきでしょう。

■組織的な情報セキュリティ対策

ランサムウェアをはじめサイバー攻撃の手口は年々巧妙化しています。IPA は、サイバー攻撃への対策に役立つ「中小企業の情報セキュリティガイドライン」を公表しています。必ず実行すべき重要な対策をまとめた「情報セキュリティ 5 か条」、自社の対策状況を把握できるツール「5 分でできる！情報セキュリティ自社診断」、経営者が自ら実行すべき「重要 7 項目の取組」など、情報セキュリティ対策に取り組む際の手順や手法を専門用語をなるべく排して説明しています。ぜひお役立てください。

(参考)

- ★独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター
「情報セキュリティ 10 大脅威 2021」2021 年 2 月
- ★米国国土安全保障省 US-CERT 「Data Backup Options」2012 年
- ★独立行政法人情報処理推進機構
「中小企業の情報セキュリティガイドライン」第 3 版
2019 年 3 月



株式会社旭プレインズ
コンサルタント 倉金 徹

経営コンサルティング業務に従事。
情報処理安全確保支援士
(登録番号第 001326 号)
中小企業診断士





健康保険法改正： 傷病手当金の支給期間の通算化

治療と仕事の両立の観点から、柔軟な所得保障を目的として健康保険法が改正されました。令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されます。

①ポイント

- ①令和2年7月2日以降に支給開始日から適用
- ②支給開始日から1年6ヵ月後までの日数分を分割して支給できる
- ③退職後（資格喪失後）の受給は従来どおり、連続した期間のみ（再就職後を除く）

1. 改正前の傷病手当金

支給期間の途中で、有給の休暇取得や出勤等を理由として傷病手当金を受給しない期間がある場合でも、暦上の1年6ヵ月を経過すれば支給が終了しました。そのため、がんなど、治療期間中に就労可能時期と就労できない時期が繰り返されるような場合には、受給できないにもかかわらず支給可能日数が時間経過とともに失われ、活用しきれないという問題がありました。

2. 改正内容

令和4年1月1日から、支給期間の途中において、賃金支給があった等の理由により受給しない期間分を延長し、同一の傷病による支給期間を通算して1年6ヵ月に達するまで受給できるようになりました。有給の病気休暇制度がある事業所の従業員にとっては、無給期間に入るまで傷病手当金受給を先延ばしできるという意味で特にメリットがあります。なお、同一の傷病であるかの判断は、保険者（健保組合、協会けんぽ等）が行います。

3. 対象となるケース

令和2年7月2日以降を支給開始日（労務不能となった最初の日から4日目）とする傷病手当金に適用されます。従って、既に受給を開始している被保険者にも適用されます。

4. 1年6ヵ月とは

初回の申請から3日の待期間（休んだが給付は受けれない期間）を経て、支給を始める4日目より、暦に従って1年6ヵ月後がいつであるか計算を行い、その期間が傷病手当金の支給期間（日数）となります。

【事例】

*令和4年3月1日～4月30日 労務不能（支給期間58日
／待期間3日を含まない）

*令和4年5月15日～31日 労務不能（支給期間17日）

Q1 最長で何日分受給できるか。

令和4年3月4日が待期間（3日間の不就労期間）完成の翌日（＝支給開始日）。この日から起算して1年6ヵ月後は令和5年9月3日。令和4年3月4日から令和5年9月3日

までの暦日数である549日が支給日数となる。

Q2 令和4年6月1日時点（休業終了翌日）で、残り何日の受給可能性があるか。

支給（可能）期間 549日－支給済み75日＝474日
残り474日

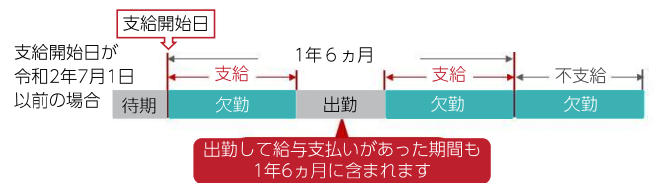
5. 賃金等との併給調整

傷病手当金申請をしたが賃金や障害年金、出産手当金との併給調整により不支給となった場合又は支給申請しなかった場合は、支給期間は減少しません。ただし、不支給ではなく減額支給となった場合は支給期間がその分減少します。休業の長期化が見込まれる場合は、減額支給は受けずに残日数を取っておいた方がよいという考え方もでき、要休業となる見込み期間等に応じて判断します。

6. 資格喪失後の継続給付

退職により健康保険の被保険者資格を喪失した場合は、従来と同様、資格喪失までの間に1年以上被保険者期間があり、かつ資格喪失後、1日もあけず継続して休業を要する場合のみ、継続して受給できます。資格喪失後の受給においては、受給期間が途切れると受給が終わるので、傷病手当金受給中に退職する方への説明をする際にご注意ください。ただし、再就職して新たに被保険者資格を取得した後に、再度労務不能となった場合は、支給可能日数の残日数分を受給可能となります。

支給期間の考え方



（協会けんぽホームページより）

いまの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内3か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に従事。2008年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010年特定社会保険労務士付記。



Focus

日本三御湯のひとつ「秋保温泉」に佇む
もてなしの湯宿

仙台の奥座敷・秋保温泉
さりょう
茶寮宗園
そうえん

茶寮宗園（さりょうそうえん）

水戸屋開発株式会社

<https://saryo-souen.com/>

宮城県仙台市太白区秋保町湯元字釜土東一番地

TEL.022-398-2311



当館は、今年で31年目を迎えます。

30年の間で、お客様の価値観も多様になり、旅館のサービスの形も時代に合わせ、見直しが必要となってきております。当館も2014年、本館和室の2室を琉球畳に籐のソファとベッドを入れた「和ベトルーム」に改装致し、2016年には、全室お部屋で提供していたお食事の場として、離れ客室は部屋食を継続しながら、本館は120畳の大広間を個室食事処に改装し、組子細工を贅沢に取り入れた「料亭羽衣」をオープン致しました。お部屋食とはまた違った宗園ならではのゆったりと落ち着いた個室テーブル席のお食事処のご提案です。

お部屋に籠ってゆっくりしたいお客様は、お迎えからお見送りまでお部屋係がお世話をさせて頂く離れへ、また、チェックイン後はご自身のペースで自由に過ごされたいお客様は本館へ。お好みを伺いながら、それぞれのお客様に、過ごしやすいお部屋をご提案させて頂いております。

露天風呂付きで部屋食の離れ客室、本館の個室食事処、また、小規模旅館である事は、現在、このコロナ禍において、感染防止対策面での安心感、そして、季節を感じる懐石料理は、コロナ疲れの心が癒されるなど、お陰様でご利用いただいたお客様からご好評を頂いております。

今後は、コロナ以降需要が高まっている「ひとり旅プラン」、ワーケーションや、いずれ戻るのであるインバウンド需要に向けた、泊食分離型の「長期滞在パッケージ」「観光オプション」のご提案など、様々な旅の形に対応できる旅館を目指して参ります。

最後に、私共が、茶寮宗園を開業して以来の信念は、「お客様の邪魔にならないおもてなし。皆さまにご満足頂けるよう、ゆったりとした空間で、日常の喧騒では味わえない、自然を感じる豊かさを提供すること」。

時代の流れに対応しながらも、開業時からの「おもてなしの基本」をいつも心に留め、お客様のご要望にお応えできるように精進し、進化をして参ります。



＜茶寮宗園 宿情報＞

◎平成3年築

◎客室数：26室

（うち、離れ9室は客室露天風呂付）

◎お食事：月替りの懐石料理

日本庭園に囲まれた数寄屋風建築の純和風旅館です。



あさひグループ新職員のご紹介



所属：仙台事務所経営支援 2 部
濱田 輝明（はまだ てるあき）
公認会計士

■こんにちは、仙台事務所経営支援 2 部の濱田輝明と申します。
一般事業会社の監査、内部統制構築支援、IPO 支援、財務調査等の業務経験を、東北の中小企業の発展のために役立てることができればとの思いから、2021年10月にあさひ会計に入社しました。
新しい出会いを楽しみにしております。
どうぞよろしくお願いいたします。



所属：ASAHI Accounting Robot 研究所
仙台 Lab
村山 和輝（むらやま かずき）
【Katz】

■2022年1月からロボ研のメンバーに変わりました。Katz こと村山和輝です。
趣味はゲームや漫画などインドア派です。
前職では、WinActor というツールで自動化の仕事をしていました。
これまでの経験を活かして頑張ります。

『知らないと損する！相続対策セミナー』を開催しました

1月15日と29日に相続対策セミナーを開催いたしました。当日は、マスク着用必須、座席の間隔をあける、講師との距離をとるなど、新型コロナウイルス感染予防に努めた上での開催となりました。

セミナー内容については、第1部ではあさひ会計の税理士菊地が相続税・贈与税についてやすくできる節税対策などを解説、第2部では有限会社 FP コンパスの代表取締役武田様に家族間で揉めないための対策について詳細にお話しいただきました。「相続税の基本的な仕組みがわかった」「課題が明確になった」「身近な問題という意識を持った」「今後の相続について家族と話すきっかけとなった」などの感想が寄せられ、参加者の皆さんにとって参考にしていただけるセミナーとなったようです。

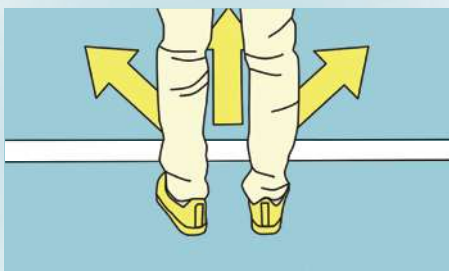
相続対策については、各家庭、各個人によってケースが様々でまさに千差万別です。相続について知りたいこと、気になることがある方は、より具体的に相談できる『相続個別相談会』をぜひご利用ください。



事業再構築補助金を検討されている方へ ◎あさひ会計が支援いたします◎

先月の『Beyond 1月号』にご案内チラシを同封させていただきましたが、あさひ会計では事業再構築補助金申請の支援を行っています。第5回の公募が1月20日18:00より始まっており、公募期間は1月20日から3月24日まで、申請の受付は2月中旬に開始予定となっております。

事業再構築補助金は補助額や補助率が大きい補助金で、売上が減っている企業や時代にあわせて事業の再構築や新規事業に取り組みたい企業にはぜひとも検討いただきたい制度です。しかし、条件や事前準備、必要書類が多く、少し難易度が高い補助金です。申請には認定経営革新等支援機関や金融機関と共に事業計画を策定する必要があります。あさひ会計は認定経営革新等支援機関ですので、ぜひお気軽にご相談ください。



代表的日本人

公認会計士・税理士 半田 健一



ジョン・F・ケネディは43歳で第35代アメリカ合衆国大統領に就任した。就任演説の「...我が同胞アメリカ国民よ、国が諸君のために何が出来るのかを問うのではなく、諸君が国のために何が出来るのかを問うてほしい。...」は有名なフレーズだ。

そのケネディが大統領就任時に日本の記者団から「貴方が日本で最も尊敬する政治家は誰ですか」と問われ、「YOZAN UESUGI」と答えたのだが、「上杉鷹山」を日本の記者団の誰も知らなかったという。では、ケネディはどのようにして上杉鷹山を知ったのだろうか。それはクリスチャンであった内村鑑三が34歳の時に英文で書いた『代表的日本人』という本の中に上杉鷹山が取り上げられており、それを読んだのだろうといわれている。

『代表的日本人』の日本語訳（岩波文庫）を改めて読んでみた。この本には体制変革者としての西郷隆盛、政治家としての上杉鷹山、事業家としての二宮尊徳、教育者としての中江藤樹、宗教家としての日蓮上人の5人が代表的日本人として掲載されている。内村鑑三は、5名の日本人を通して西洋文明に勝とも劣らない日本人の精神性の深さを世界に知らしめようとしたのだった。

○西郷隆盛…日本の鎖国体制を開国体制に変え西郷なしには明治維新は無かったといわれ、豪快で大局観を持ったカリスマ的リーダーだった。

「命も要らず、名も要らず、位も要らず、金も要らず、という人こそもっとも扱いにくい人である。だが、このような人こそ、人生の困難を共にすることが出来る人物である。また、このような人こそ、国家に偉大な貢献をすることの出来る人物である」が西郷の最も有名な格言だ。

本書には私利私欲に惑わされず、天から与えられた使命に忠実に生きようとした姿が描かれている。「人間の成功は自分に克つにあり、失敗は自分を愛するにある」「正しかれ、恐れるな」「心が清く、志が高ければ道は得られる」などの言葉が

残されている。

○上杉鷹山…鷹山は「民の父母になる」という誓いを立て、勤労と儉約を奨励し、漆や養蚕などの産業を興し、経済破綻に瀕していた米沢藩の再建を成し遂げた。「なせば成るなさねば成らぬ何事も成らぬは人のなさぬなりけり」は鷹山の有名な名句である。

本書には「真心さえあれば不可能なものはない」「民をいつくしむ心さえ汝にあるならば、才能の不足を心配する必要はない」「富は常に徳の結果」「家臣を有徳な人間に育てる」「すべての学問の目的は徳を修めること」という至言がある。民や家臣を社員と読み替えてみてはどうだろうか。

○二宮尊徳…貧しい農家に生まれながら、持ち前の勤勉さで小田原藩の領地の復興を成し遂げ、後には江戸幕府から立直し請負人として雇われた。

二宮尊徳の「徳を忘れた経済は、罪悪である。経済を忘れた道徳は寝言である」「誠実にして、初めて禍を福に変えることが出来る。術策は役に立たない」「最初に道徳があり、事業はその後にある」「あるのはただ魂のみ、至誠であれば、よく天地を動かす」という言葉は今こそ生きる。

○中江藤樹…近江の聖人と呼ばれ、積善を旨として信念を貫き通した。道に反することであれば最も尊敬する母の意見も聞き入れなかった。「人生の目的は利得ではない。正直である、正しい道、人の道に従うことである」「積善は徳をもたらす」

○日蓮上人…内村鑑三はローマ教会に抗議した宗教改革者マルティン・ルターと同じように既存の宗教界を厳しく批判し、流罪に遭うなど弾圧を受けながらも宗教改革に挑んだ偉人が日本にもいたことを世界に伝えた。「しんそこ誠実な人間、もっとも正直な人間、このうえなく勇敢な人間」と日蓮を評している。

5人の代表的日本人、彼らに共通しているのは、鍛え抜かれた“心の綺麗さ”なのだろう。

『成長戦略・事業承継 個別相談会』

共催/日本M&Aセンター

参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討していませんか。
M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談します。
◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制※Zoom を利用した WEB 形式の面談も可能です。



| | |
|--|---|
| <p>【山形】</p> <p>2月 8日(火)</p> <p>3月 10日(木)</p> | <p>【仙台】</p> <p>2月 15日(火)</p> <p>3月 16日(水)</p> |
|--|---|

◆時間：各会場共通 ① 9:00 ② 10:30 ③ 13:00 ④ 14:30 ⑤ 16:00

『経営者のための DX セミナー』 & 『消費税のインボイス制度』及び「電子帳簿保存法」セミナー

一部・二部、
どちらか一方
のみの参加も
可能です！

第一部『経営者のための DX セミナー』

14:00 ~ 15:30



RPA や AI など、最新テクノロジーを活用した DX 化の取り組みが企業競争力に圧倒的な差をつけます。会計業務などの間接業務の変化、様々な業界ごとの RPA 導入の実例を紹介します。

◎紹介ツール：Microsoft Power Automate、早業 DX など

講師：株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所 柏倉佑美
税理士法人あさひ会計 DX 推進チーム 渡部竜次

第二部『消費税のインボイス制度』及び「電子帳簿保存法」セミナー

15:40 ~ 16:40



◆消費税のインボイス制度◆
すべての事業者に影響するインボイス制度の概要と、適格請求書発行事業者の申請手続きや、制度を導入するための実務上のポイントを解説します。

◆電子帳簿保存法◆
現行の電子帳簿保存法制度への理解を深めるとともに、電子帳簿保存法を導入した場合のメリットや、導入のために踏むべきステップを中心に解説します。

講師：税理士法人あさひ会計 仙台事務所 魚住慶太郎

| | |
|---|---|
| <p>【山形】</p> <p>2月 16日(水)</p> <p>3月 16日(水)</p> | <p>【仙台】</p> <p>2月 18日(金)</p> <p>3月 18日(金)</p> |
|---|---|

※3月からは、DX セミナーのみとなります。

参加費：一部・二部
それぞれお一人様 ¥3,000

『相続個別相談会』

参加費：無料

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料で相談をお受けします。
◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方とそのご親族様に限定させていただきます。



| | |
|--|--|
| <p>【山形】</p> <p>2月 17日(木)</p> <p>3月 17日(木)</p> <p>山形相続サポートセンター</p> <p>☎0120-652-144</p> | <p>【仙台】</p> <p>2月 15日(火)</p> <p>3月 16日(水)</p> <p>宮城相続サポートセンター</p> <p>☎0120-954-883</p> |
|--|--|

◆時間：各会場共通 1 回目 / 10:00 ~、2 回目 / 14:00 ~ いずれも 1 時間程度

『実践型 5 年経営計画書策定講座』

参加費：お一人様 ¥88,000
追加 1 名につき ¥11,000

目指す将来像 (夢・ビジョン・資金繰り) についてじっくり考え、納得がいくまでシミュレーションしながら経営計画を作り上げていく実践型講座です。
◎1 社限定、完全予約制



| |
|--|
| <p>【仙台】</p> <p>2月 8日(火) 9:30 ~ 18:00</p> <p>3月 15日(火) 9:30 ~ 18:00</p> |
|--|

『新入社員研修』 社会人の基礎を身につけ、現場で即実践できる！

主催/株式会社旭ブレインズ

参加費：お一人様 ¥22,000

新卒新入社員を対象とした 2 日間の研修プログラムです。(詳細は同封のチラシをご覧ください。)
◎プログラム概要： ●オリエンテーション ●「仕事とは何か」を考える ●企業経営の目的
●社会人としてのマナー ●仕事のすすめ方 ●3ヶ月間の行動計画



| | |
|---|---|
| <p>【山形】</p> <p>4月 4日(月)・5日(火)</p> <p>定員◆30名※定員に達し次第締切</p> | <p>【仙台】</p> <p>4月 6日(水)・7日(木)</p> <p>定員◆12名※定員に達し次第締切</p> |
|---|---|

◆時間：各会場共通 9:30 ~ 16:30 (両日)

※1社のみでの個別研修も実施できます。お問い合わせ下さい。



茶寮宗園 (P7 参照)

Beyond vol.14

2022年2月 発行

発行元／あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27

TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30

新仙台ビルディング 4F

TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>